碧海信用金庫

## つみたてNISAでの定時定額購入取引で 毎月25日を引落指定日とする場合のご留意事項

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、 厚く御礼申し上げます。

NISA口座における非課税投資枠の利用基準日は、引落日、買付日(引落日の翌々営業日)ではなく、受渡日(野村つみたて日本株投信の場合:買付日の翌営業日、野村つみたて外国株投信・野村6資産均等バランスの場合:買付日の翌々営業日)となります。

よって、毎月25日を引落指定日に設定した場合、暦および海外市場休業日(注文停止日)等の関係上、年によっては受渡日が翌年に繰り越される場合があります。その場合、翌年の年間買付回数が13回となる可能性があり、年間の非課税投資枠を超えた買付分は、課税口座(一般口座または特定口座)での買付となるためご留意いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

## 非課税投資枠の利用基準日

非課税投資枠の利用基準日は、引落日、買付日※1ではなく、受渡日※2となります。

※1 買付日:引落日の翌々営業日

※2 受渡日:野村つみたて日本株投信の場合、買付日の翌営業日

野村つみたて外国株投信・野村6資産均等バランスの場合、買付日の翌々営業日

## (例) 野村つみたて外国株投信を引落指定日 25 日で定時定額購入取引をしている場合 (平成 30 年 12 月の場合)

12/25	12/26	12/27	12/28	12/29~1/3	1/4
引落日		買付日	基準価額決定日	市場休場	受渡日

以上